



立教大学

社会福祉ニュース

第21号 2000年3月31日発行 編集発行人

東京都豊島区西池袋3 立教大学社会福祉研究所

所長就任にあたって

所長 木下 康 仁

佐藤悦子先生の定年退職に伴い、社会福祉研究所の次期所長を努めることになりました。佐藤先生は退職までの11年間所長として研究所の発展のために尽力されました。社会学部以外からも所員を迎え全学的な研究所運営体制を創りつつ、新しい活動を始められ定着させてきました。公開講座「社会福祉のフロンティア」や専門職を対象とした「家族援助技術セミナー」と「対人援助技術セミナー」は研究所の主要な活動となってきました。また、佐藤先生は若い世代の研究者や専門職の訓練にも力を注がれ、研究例会の定例化や紀要への投稿奨励などに代表されるように研究員制度を活性化してきました。佐藤所長時代を振り返って、改めて、先生の先見性と指導力の大きさを認識させられます。

こうした社会福祉研究所ならではの活動を継続しつつ、さらに発展させていきたいと考えております。同時に、新しい活動にも積極的に取り組んでいく所存です。大学の研究所の特徴は、所員や研究員の方々の関心を発展させていく媒体である点にあります。公開講座やセミナーの企画に参加していただいたり、研究の成果を例会や紀要で発表したり、研究助成を受けて共同研究を行ったり、自治体や外部機関から調査研究の受託など、様々な形が考えられます。与えられた役割ではなく、自分がしたいことを発展的に試していく“参加型研究所”をイメージしています。

さて、全学的な組織改革の中で立教大学における研究所の将来構想も現在検討が進められています。社会福祉研究所もこうした大きな動きと無縁ではなく、独自の将来構想を検討する必要があります。数年後には研究所はミッチェル館に集中することになり、事務体制、図書管理なども一元化される可能性があります。立教大学として研究所活動を支援していきたいという基本方針に基づく動きではありますが、同時に研究所の活動内容や実績が評価されるようにもなります。

これまで社会福祉研究所は着実に活動実績を積んで参りました。その経験を踏まえ、所員や研究員の皆様の参加を得て、社会福祉研究所を今後さらに発展させていきたいと希望しております。

はらからの家福社会の活動について

～精神障害の方々の共同ホームと地域生活支援センターの現状と課題～

柳 沢 あおい

はらからの家福社会は東京都国分寺市にある小さな社会福祉法人です。

その活動は1981年からはじめた精神障害者の方々の共同住居に端を発しております。現在は精神障害者の方々の社会復帰・社会参加の相談援助を行う諸事業を行っています。具体的には、福祉ホーム(定員9)・グループホーム2箇所(定員4×2箇所)・地域生活支援センター(現在登録約50名近く)・共同作業所などが東京都の補助金によって運営されています。また東京都地域福祉財団の助成により、就労支援プログラムも運営しております。精神障害者の社会福祉事業に対する公的補助は他障害に比して非常に遅れております。他障害者の入所・通所事業の主なもの第1種社会福祉事業として位置付けられておりますが、精神障害者のそれは第2種社会福祉事業または法外事業という位置付けだからです。したがって非常に脆弱な財政基盤の中での運営にならざるをえない状況です。法人・無認可に関わらず、事務専任スタッフを雇用する財源は乏しく、直接ケアを行うスタッフが事務・経理業務を兼任せざるをえない場合もあります。

[福祉ホーム・グループホーム]

福祉ホームは精神保健福祉法上の社会復帰施設の中に位置付けられ、利用期限は2年ですが延長は認められています。私たちの福祉ホームも原則、利用期限2年として運営しております。ただし精神科や神経科での治療継続が入所の条件となっております。医療と福祉の連携は不可欠だと考えるからです。

かつて利用期限を特に定めない形で運営してきた長い経験から、現在はこの2年というある意味、短期間で地域で生活できる力を身につけられるように援助しています。利用者の方が日常生活をどのように送るかについての相談にのり、個別性を大切にす視点でアドバイスをしています。たとえば食事については作ることは絶対ではなく、食事を調達できる(買い物をする・地域生活支援センターの食事プログラムを利用できるなど)ことが大切というように考えております。東京都内で福祉ホームは10数ヶ所しかなく、病院併設が多いので私たちのように地域の中で運営する形は少数です。

グループホームは精神保健福祉法上は、施設ではなく地域生活援助事業という位置付けです。生活保護受給の場合は居宅基準となります。東京都内では70数ヶ所補助金を受けて運営していますが、そのほとんどが民間のアパート5室から8室程度を借上げる形です。東京都内の多くのグループホームが利用期限を一応区切っているようです。私たちも何年という明確な規定はありませんが、通過型としての運営をしています。この背景には絶対的な量の不足があると思います。

私たちのグループホーム・福祉ホームはともに個室を提供しております。スタッフは要綱上は「管理人」「世話人」という名称ですが、実際はソーシャルワーカーあるいはPSW的な業務を行っています。入所前の相談(在宅で家族からの自立を目標にするケースや精神病院からの退院先または、援護寮など他社会復帰施設の退所後の生活の場としての利用が多い)から入所中の様々な生活相談そして退所後の住居探しなどについて相談にのります。退所しても生活上の相談にのる場合も多いです。

課題としては保証人が得られない方の退所後の住居の問題や、高齢の利用者の方への援助などがあげられません。

[地域生活支援センター]

地域生活支援センターは平成12年度より第2種社会福祉事業として位置付けられました。まだはじまっていない事業です。平成14年度からは精神障害者の居宅支援事業がすべて市町村におろされるため、在宅の精神障害者に対する地域生活支援の中核的機能が期待されています。しかし常勤スタッフは3名+非常勤スタッフのみの配置しか得られていないため、夜間や休日を含めたサービス体制まで行うのはきびしいというのが現状です。東京都内では12ヶ所が補助を受けています。今後数年は増加していくことが予想されています。この背景には東京都の財政合理化方針にあって今まで中核機能であった都下の保健所が減少する方向にあることがあげられると思います。現在私たちの運営している地域生活支援センターでは、オープンスペースの提供やレクリエーション活動や夕食会の実施や電話相談・来所相談を中心とした内容でサービスを提供しています。また家族会への支援や市民を対象とした精神保健福祉講座の実施やボランティアさんとの交流・地域のおまつりへ参加しての交流・精神保健福祉士養成のための実習などを行っております。サービス提供時間帯は午前10時～午後7時30分で基本的に毎日運営しております。(これは福祉ホームに併設なので、法人全体で連携した形で運営していることで可能になっています)

地域生活支援センターを利用する方々の精神障害は様々であり、抱える生活上の問題は多様です。スタッフは個別相談のみならず、訪問をしたり、家族面接をしたり、関係機関スタッフや時には医療機関とも連携するなどして業務にあたります。こうした援助過程に利用者自身が参加することを原則として援助を行っています。福祉サービスを利用する主体はあくまでご本人であり、自己決定という原則を大切に考えているからです。

[最後に]

上記に加えて、平成14年度から市町村単位でスタートされる居宅支援事業の中で、特にホームヘルプサービスの実施がどうなるのかが関係機関スタッフでは非常に話題にあがっています。今まで市民に一番身近な市町村には精神障害の方々の相談窓口がありませんでした。平成14年度から障害者基本法の理念に基づいた住民サービスが名実ともに行われるように私たちも連携・協力してまいりたいと思います。

その他、紙面の関係で報告できませんでしたが、スタッフは現在ソーシャルスキルトレーニング(SST)を実施したり、ピアカウンセリングの学習会、ケアマネジメントのモデル事業への取り組みなどを重点的に行っています。また就労支援プログラムでは共同作業所と連携し市の委託事業を実際に働く場として提供し、働くことへの情報提供や相談や支援も行っていることなどを最後にお伝えしたいと思います。

1999年度も社会福祉研究所では、各種セミナーや講演会が開催されました。ここでは、その一部をご紹介します。

第5回対人援助技術セミナー

「ゆらぎ」と対人援助 —「ゆらぐ」ことのできる力—

尾 崎 新

去る、1999年11月6日の土曜日、対人援助技術セミナーが催されました。今回は「ゆらぐことのできる力」というテーマで、立教大学コミュニティ福祉学部教授の尾崎新先生がお話しされました。前半は尾崎先生がテーマに関して講義をなさり、後半は参加者と対話をされながらグループワークのような形で進行しました。講義は、「ゆらぐ」ということが臨床の仕事の原点であるという話しに始まり、「ゆらぎ」を通してみえる対人援助の目的や方法について、また援助者の専門性についてなど、かなり深い内容にまで話しが及んでいきました。抽象的なテーマが、「ゆらぐ」という視点によって非常に具体的に語られたという印象です。今回は、私自身が刺激されたトピックを2つほどあげさせていただくことで、セミナーの紹介の代わりとさせていただきます。

対人援助の現場に身をおいてからまだ経験の浅い自分には、大学で学んだ援助論（おおざっぱに言えば、患者の隣りに立って、患者に関心を向け続けながら、患者と共に歩む）と、現場で学んだ「時に壁となり、時に揺るがず」という態度とのあいだにある深い溝のようなものが、なかなか埋まらずにいたというのが正直なところでした。当初「ゆらぐことのできる力」というテーマをいただいたとき、「あ～、痛いところをつかれたな」という気持ちと、「ゆらがないことの重要性もあるのでは」という気持ちが、二つ同時に沸き起こってきたこともそのことを物語っていると思います。そんな自分にとって、セミナーの中で「ゆらぐとは、クライアントのゆらぎに向き合うことではない（向き合うことはできない）。関わりの中でゆらいでいる自分と向き合う（自分のゆらぎに向き合う）ことなのだ。」と尾崎先生がお話しされたとき、目から鱗が落ちた思いでした。患者に「ふりまわされる」とは何が起こっていることなのか。この時、多少なりともわかったような気がしました。「ゆらぐ」とか「壁になる」という言葉で伝えられていることは、自分自身を硬くするというのではなく、対象者のゆらぎにいたずらに向き合うことでますます混乱を招くようなことをしてはならない、という意味なのかなと今は思っています。

もう一点、私が刺激されたのは、「ゆらぎ」を通してわれわれが生きる社会の歴史や未来を見通し、社会を変えていく活動に発展させていくという視点でした。臨床活動を続けていると、どうしても専門性とは何かという問題に突き当たらざるを得ません。自分も、ソーシャルワーカーの専門性とは何かという問いにうまく答えることができません。しかし、この日尾崎先生にお話しいただいた「社会を見通し、社会を変える」という視点は、ソーシャルワーカーとしての自分の将来をもう一度照らしていただき、またまた目から鱗が落ちた思いでした。（この日は、鱗がたくさん落ちました。）正直言って、今の自分には社会全体を見通す力も、ましては社会を変えていく力もありません。しかし、日々の援助活動が、例えば障害や疾病に対する患者本人や家族、職場の人間の偏見を少しずつ変えていくことになるのかなという思いもあります。自分はアルコール依存症の専門病棟で活動していますが、アルコール依存症の回復とはまさに本人や家族、周囲の人間たちの“病い”に対する偏見、否認が落ちていくことを意味するのだと思います。患者の回復は、確実にその周辺者たちの文化を変えていっているのだと思います。「社会を見通し、社会を変える」というとき、尾崎先生はもう少しダイナミックな活動のことを伝えたかったのかとも思いますが、今の自分はこのように受け止めて援助活動を続けています。

自分のことばかりをつらつらと書いてしまい、果たしてセミナーの紹介と報告になったのかはなはだ疑問ですが、これをもって報告とさせていただきます。

研究員 金子 達郎

公開講座「社会福祉のフロンティア」第18回

「現代のライフサイクルと夫婦間葛藤」

フローレンス・カズロウ氏

カズロウ氏は、夫婦療法の臨床経験とアメリカを含む数か国での調査をふまえたうえで、夫婦の葛藤を見る視点とその克服の方法を示した。適宜具体的な例を挙げ、そして時にはフロアーに問いかける。その様は、氏が葛藤克服で強調する「関係について話し、互いの位置を確認すること」をまさに体現したもので、根底の情緒性を感じさせられる内容豊かな講演は、聴衆を魅了した。

講演ではまず、conflictについて説明された。結婚したカップルが定期的起こす抗争（conflict）は夫婦の転換期となるものであり、この葛藤（conflict）には個人的パーソナリティ・文化的背景・社会経済的状况等の外的要因が影響する。影響には、抗争の引き金、夫婦のコミュニケーションスタイル、葛藤解決に対しての三つの意味がある。抗争の起こる時期は「配偶者選択期」「結婚初期」「子の巣立ちの時期」「老年期」の四つに分けられるが、講演は聴衆の層が比較的若かったことから、前の三期を中心としたものになった。夫婦の葛藤はまず「結婚したという事実」について起こる。結婚には多くの願望があるため、それらが満たされずに失望し、失望したものについての葛藤が起こるのである。この克服法として、カズロウ氏は結婚前に「リスト」をつくること勧める。実際には、「何がほしいか」は出るが、「何をあたえられるか」は忘れられがちであるという。アメリカでは、再婚カップルや財産のある人の間で、結婚前に契約（経済についてが中心）が交わされており、最近は初婚でも契約を交わすカップルが増えているという。ここでカズロウ氏は二つのことを強調する。一つは、契約は情緒面での欲求や要望があつてこそその経済的取り決めであり、その逆ではないこと。もう一つは、愛情だけでは結婚には不十分であり、結婚生活について、特に子どものことを相談して合意しておくことが重要だということである。

結婚後に生じる葛藤としては、住居、家事の責任分担、経済問題、時間の使い方、親族との関わり、子どものしつけ等の問題などが挙げられた。これらはいずれも重要な問題だが、若い夫婦にとって住居は重要で、どこに誰と住むかはカップルの親密度に影響するという。家事の分担については、実際的な面だけではなく、ジェンダーの問題とも関わってくる。カズロウ氏は臨床経験から、これを役割の問題ではなく勢力（power）関係、コントロールの問題と見る。これは全ての年代に共通の問題であり、克服法は「年に2、3回話し合う時間をもつこと」である。その際、自分の内面、相手との関係、家族との関係について自分の考えていることを情緒的に話すことが重要であり、これは「互いの位置を確認する作業」である。また、子どものしつけが夫婦間で葛藤となる時には、二人のしつけの違いが問題なのではなく、同意できないことが問題となる。子どもはその都度自分に必要な方を利用するからである。カズロウ氏によれば、日本の不登校児の過保護な母親と関わらない父親というのもこの問題であり、夫婦間葛藤の中で子どもは両親どちらにも親密に関わることができずにいるのである。

子の巣立つ時期には、情緒的分離の問題が起こる。ここで夫婦は、情緒的、性愛的、経済的充足を確認し、「互いにケアしていく」ことが重要になる。9カ国の結婚25年以上の夫婦への調査の結果から、結婚の満足に重要な要素は「信頼」であった。他の調査に見られず、この調査で出てきたものとしてカズロウ氏が挙げるものに「一緒にいて楽しい」がある。この「一緒にいて楽しい」と、結婚前期から子の巣立つ時期に共通して重要なこととして性愛（セックス）——目に見えるかたちで愛を共有すること——が、今後の夫婦を考えていくべき大事な領域として最後に挙げられた。本講演で強調された様々な問題——結婚前の合意や夫婦の話し合いの重視、情緒や性愛への着目——は、日本の夫婦を考える上でも重要な視点を提起している。

研究員 猿田佳恵子

公開講座「社会福祉のフロンティア」第19回

「改革進むオーストラリアの高齢者ケア」

木下 康 仁

7年ほど前、英国の地域ケア制度が大きな転換期を（丁度、介護保険制度が始まった現在の日本のように）迎えていたとき、新しい制度を視察に行く機会があった。その旅の途中、ある痴呆症ケア専門施設のスタッフから、「うちの施設のソーシャルワーカーが半年間オーストラリアに研修にいったんだけど、提供されているケアが余りにも素晴らしく、英国の現状と落差に愕然として、帰国後1ヶ月以上経っているのに職場でまだぼーっとしている」という話を聞いた。コスト抑制をねらったものであっても、さすがゆりかごから…といわれた歴史をもつ福祉国家ならではの取り組み方であると、英国の改革に感心していた矢先のことであったので、日本でも有名になり始めていたオーストラリアの高齢者ケアが、英国人でさえ衝撃をうけるほど高い質のものであるのかと、その時強く興味を引かれたことを覚えている。

その後の介護保険狂騒曲には私自身も巻き込まれ、他国の事情どころではなかったが、現場の者が皆ある種のあきらめの中で覚悟を決めざるを得ない状況におかれた昨年暮れ、その前年度に1年間オーストラリアに研究滞在された木下先生による、かの地の高齢者ケアについての報告会があるとの案内をいただき、少しでも明るい展望をもつ手がかりになりはしないかとの思いで参加した。

報告された内容は、オーストラリアにおける97年度改革を軸とした近年の高齢者ケア改革の動向についてであり、いくつかの注目すべき具体的な制度について説明がなされた。紹介のあった制度の主なものは次のとおりである。

1) 中立的な施設入所判定機関（Aged Care Assessment Team, ACAT）の全国配置

判定窓口を一元化しアセスメントすることを通じて、施設入所の割合を計画的に減らし、コスト抑制と利用者の自己負担増を図る。

2) 在宅ケアの包括的サービスシステム（Home and Community Care, HACC）

在宅介護サービス全般や、限度額以内での居住環境のメンテナンス（草取り、家の修理なども可）。HACCが独自に行うアセスメントは、介護者だけでなく日常生活のニーズの把握までも含む。

3) 施設入所相当と判定された人々に対する在宅の包括的サービスプログラム（Community Aged care Package）

ナーシングホーム適応よりも要介護度が低い人の入所施設「ホステル」の対象者で、在宅を希望する人のためのサービスプログラム。

4) 介護度の特に高い人を対象にした在宅ケアプログラム（Community Option/Linkage Program）

5) 介護者支援プログラム

ショートステイ日数の拡充や、全国的な介護者サポートセンターと予算の配置

報告の最後に、木下先生から

1) 日本でも介護保険制度導入後、公的予算で運営されていたケアサービス機関が民間営利企業と競争しなければならなくなったが、オーストラリアも同じ状況にあり、このことは将来、地方自治体の行財政改革につながっていくのではないか。

2) 制度だけではどうしても対応しきれない個々の在宅生活支援のニーズについても、予算内であれば具体的に充足させる手段をとっていけるという、人間的な要素が仕組みがあり、日本でも参考になるのではないか。

という2点が示唆された。

報告の中で私が最も印象に残ったのは、Home Respite（要介護者は在宅のまま外部から介護者が訪問し、家族はその間旅行にいくなど家を留守にできる）というサービスの在り方である。ショートステイでの施設入所による環境変化は、特に痴呆症の人にとっては混乱の元となり、心身機能にも悪影響を及ぼすという問題があるが、Home Respiteはこの解決策として大変有効であると思う。木下先生が最後に話された、「人間的な要素が組み込まれた仕組み」というものがどういうものであるかを学び、この夏、私を含め3人の作業療法士でオーストラリアに出かける予定でいる。北里大学 医療衛生学部 浅海奈津美

【文献紹介】

安立清史. 1998. 『市民福祉の社会学—高齢化・福祉改革・NPO』. ハーベスト社.

本書は、これまでの社会福祉や地域福祉の課題を整理しつつ、そこから浮上した筆者の問題関心に則して実証研究を展開した「市民福祉の社会学」の良書である。

以下、3部から構成される本書の要旨をごく簡潔に整理すると、第1部「福祉改革の社会学理論」では、米国における社会の高齢化への対応やジェロントロジーの展開を概括することを通じて、対比的に日本社会におけるそれらの問題が指摘される。

続く第2部「社会福祉への市民参加」においては、戦後の日本社会がいかにして社会事業や社会福祉を受容し、そして変容させていったのかという、言うなれば〈福祉〉を換骨奪胎してゆく「社会福祉の日本化過程」を歴史社会的に論考し、その過程において剔抉された問題の現在性を問い直す。更に、そうした「日本化過程」を図の背景としながら、わが国においてなぜ故に社会福祉への市民参加の実現が困難であったのかを政治学・社会学・福祉学の理論を領域横断的に概観した後に、介護保険法やNPO法によって新たな市民参加の福祉が結実してゆく可能性が描出される。

第3部「地域福祉・ボランティア・NPO」は、地域福祉の広範な調査に基づいた実証研究を集めている。ここではまず、現在の住民参加型在宅福祉サービス活動が、その主たる担い手である人々—その多くは40代から60代の女性—による社会の高齢化や自らの老後への不安を端緒とした社会福祉への関心の高まりの社会的帰結として発展してきた構図が鮮やかに描写される。次いで、このように社会福祉への関心や活動が著しく女性に偏向している現実を作り上げている機制をジェンダーの視点から析出し、その問題性が考究される。最後に、日米のボランティアを比較分析し、「高齢化」を基軸点として日本におけるボランティアの課題を再考した後、筆者自身の手により日米で実施された緻密な調査を参照しながら両国のボランティア活動からNGOへの展開を総括する。

「はじめに」で述べられているように、本書は、社会福祉をめぐる歴史社会的あるいは比較社会的な検討作業を通じて、「社会変動へ対応しようとする積極的な力を福祉学や社会学の理論や現実社会の動きの中に発見してゆくこと」を目的としている。その限りにおいては本書の目的は十分に完遂されていると言えよう。そこに著者の福祉への深い造詣を察することもできる。ただ贅沢を言えば、そうした社会変動へ対応せんと挑戦してきた理論や実践が立ち現れてきた歴史的な文脈やそのダイナミズム、更にはなぜそうした理論や実践がまさに現在「発見」されるようになったのかといった社会的機制については十分に論及されていない点は残念である。しかし、むしろこうした探求は本書によって我々読者に開示された課題として受けとめるべきものであろう。

研究員 天田 城介

立教大学社会福祉ニュース 第21号 目次

- 所長就任にあたって…………… 1
- はらからの家福社会の活動について…………… 2～3
- 第5回対人援助技術セミナー…………… 4
- 公開講座「社会福祉のフロンティア」第18回…………… 5
- 公開講座「社会福祉のフロンティア」第19回…………… 6
- 文献紹介…………… 7
- 社会福祉研究所ホームページ開設のお知らせ…………… 8

社会福祉研究所ホームページ開設のお知らせ

このたび、立教大学社会福祉研究所ではホームページを開設しました。

本ホームページでは、当研究所の設立の趣旨と目的や、これまでの活動内容、公開セミナーや研究会のインフォメーションをはじめ、定期行物を掲示しております。

当面は、基本的な情報の掲示が中心になりますが、今後、皆様のご意見も伺いながら内容を充実していく予定しております。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

ホームページアドレス <http://www.rikkyo.ne.jp/~r-fukushi/>

【ホームページの内容】

- 設立の趣旨と目的
- 活動内容
 - ① 家族福祉に関わる研究活動プロジェクト
 - ② 相談援助活動
 - ③ 公開セミナー・公開講座の実施（過去の公開講座の内容一覧）
 - ④ 研修プログラム関連資料の提出・情報提供
- 定期行物
 - ① 「立教大学社会福祉研究(RIKKYO SOCIAL WORK REVIEW)」バックナンバー〔No.1～No.18・19合併号までの論文タイトル一覧〕
 - ② ニュースレター〔今年度のニュースレターから表示（過去分は未定）〕
- インフォメーション
 - ① 所員・研究員用ページ（今後の研究会等の予定の詳細）
 - ② 一般ユーザー用ページ（公開セミナー、研究会の予定）
- 掲示板
掲示板は所員・研究員専用ページとなっております。
- スタッフ一覧
スタッフのwebアドレスとメールアドレスへのリンクのページです。

★本ホームページのご意見、ご感想は以下までお願い致します。

立教大学 社会福祉研究所 事務局

TEL.& FAX. 03-3985-2663 E-mail. r-fukushi@grp.rikkyo.ne.jp

編集後記

今回で社会福祉ニュースは第21号を数えることになりました。

2000年を迎え、ようやくホームページを開設することができましたので、今後は、本ニュースの機能はホームページに移項していく事に致しました。

長い間のご愛顧に心より感謝申し上げます。ホームページを通じて、皆様と一緒に、より充実した研究所の活動を展開していけますことを、祈念しております。（湯澤・井上・天田）